東京都市計画地区計画
南花畑五丁目地区地区計画
〔足立区決定〕
【総括図】

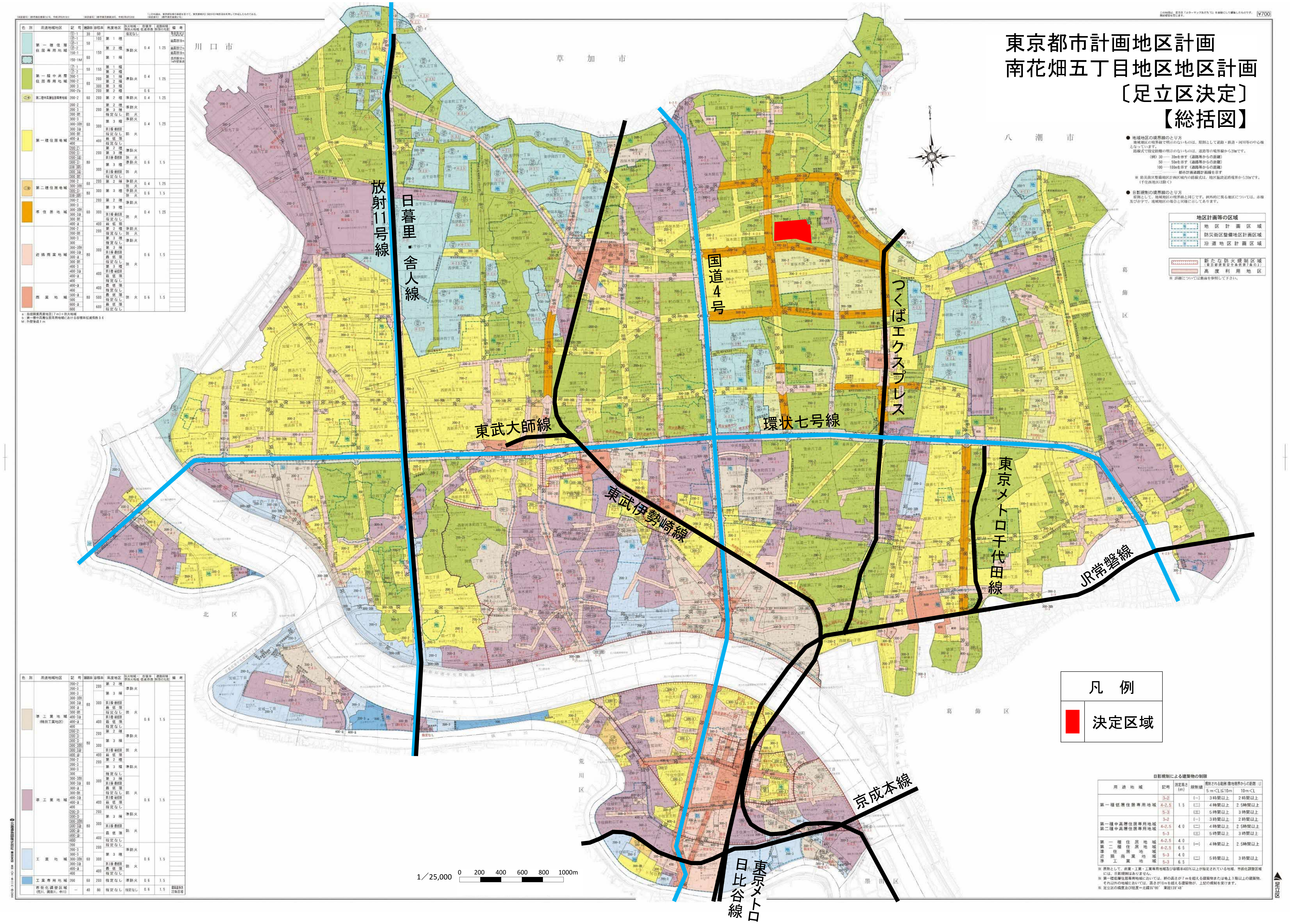
放射11号線
日暮里・舎人線
東武大師線
東武伊勢崎線
国道4号
つくばエクスプレス
環状七号線
東京メトロ千代田線
JR常磐線
京成本線
東京メトロ日比谷線
川口市
草加市
八潮市
葛飾区
北区
荒川区
墨田区
1／25,000
0
200
400
600
800
1000m
足立区
凡例
決定区域

● 地域地区の境界線のとり方

地域地区の境界線で明示のないものは、原則として道路・鉄道・河川等の中心線となっています。

路線式で指定距離の明示のないものは、道路等の境界線から20mです。

（例）30…… 30mを示す（道路等からの距離）
50…… 50mを示す（道路等からの距離）
100……100mを示す（道路等からの距離）
………… 都市計画道路計画線を示す

※ 防災街区整備地区計画区域内の路線式は、地区施設道路境界から20mです。（千住西地区は除く）

● 日影規制の境界線のとり方

原則として、地域地区の境界線と同じです。例外的に異る地区については、赤線及び赤字で、地域地区の場合と同様に示してあります。

地区計画等の区域	
地	地区計画区域
防	防災街区整備地区計画区域
沿	沿道地区計画区域

	新たな防火規制区域（東京都建築安全条例第7条の3）
	高度利用地区

※ 詳細については裏面を参照して下さい。

日影規制による建築物の制限

用途地域	記号	測定高さ(m)	規制値	規制される範囲（敷地境界からの距離：L）	
				5m<L≦10m	10m<L
第一種低層住居専用地域	3-2	1.5	(一)	3時間以上	2時間以上
	4-2.5		(二)	4時間以上	2.5時間以上
	5-3		(三)	5時間以上	3時間以上
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	3-2	4.0	(一)	3時間以上	2時間以上
	4-2.5		(二)	4時間以上	2.5時間以上
	5-3		(三)	5時間以上	3時間以上
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	4-2.5	4.0	(一)	4時間以上	2.5時間以上
	4-2.5	6.5			
	5-3	4.0	(二)	5時間以上	3時間以上
	5-3	6.5			

※ 原則として、商業・工業・工業専用地域及び容積率400%以上が指定されている地域、市街化調整区域には、日影規制はありません。

※ 第一種低層住居専用地域においては、軒の高さが7mを超える建築物または地上3階以上の建築物。それ以外の地域においては、高さが10mを超える建築物が、上記の規制を受けます。

※ 足立区の緯度及び経度＝北緯35°00′　東経139°48′